

農地中間管理事業規程

1. 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

なお、重点区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

2. 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 農用地等として利用することが適切と認められるもの
- (2) 借受希望者の応募状況等からみて、担い手への貸付が見込まれる農用地等

3. 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、年に二回、時期を決めて行う。
- (2) それぞれの募集は、インターネットの利用等により 30 日以上の募集期間で行うものとする。
- (3) 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定するものとする。
- (4) 募集に当たっては、当該区域における次の事項を明確にして募集するものとする。
 - ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯又は果樹地帯など）
 - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- (5) 募集に当たっては、借受希望者に係る次の事項を把握するものとする。
 - ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、条件
 - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - ③ 借受けを希望する期間
 - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- (6) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、必要に応じて募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 4 項第 3 号の要件を満たすかどうかを調査するものとする。
- (7) 機構は、募集に応じた者については、次に掲げる事項を整理し、インターネット等の利用により公表するものとする。

- ① 氏名又は名称
 - ② 募集区域の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
 - ③ 借受けを希望する農用地等の種別及び面積
 - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (8) 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の担い手や新規就農希望者等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

4. 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、市町及び農業協同組合と連携を密にして、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。
- ① 地域の人・農地プランの作成・見直し状況
 - ② 地域の担い手の存在
 - ③ 地域のほ場整備等の状況
 - ④ 地域における機構を活用した農地流動化の機運の状況
 - ⑤ 地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し
- (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者から申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- (3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、必要に応じて機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力 10 年以上となるようにするものとする。

5. 農用地利用配分計画の決定方法

(1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、以下の場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。

① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用されることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

(3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。

② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

③ 上記②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

(4) 上記(2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合(3の募集に際してその旨明示した地域)

① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)

② 上記①の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(5) 上記(2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

① 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率

的かつ安定的な農業経営を目指していけるように行うものとする。

③ 上記①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定及び発展に資するため長期とすることを基本とする。

ただし、当該地域の農地利用の効率化及び高度化を進める上で必要がある場合は、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

(7) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

6. 賃料の水準等

(1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上、決定するものとする。

(2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

7. 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

(1) 機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

① 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないと認められるとき。

② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

8. 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

(1) 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

(2) 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改

善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に行われると見込まれるとき。

9. 相談又は苦情に応ずるための体制

機構は、その主たる事務所に相談又は苦情に対する窓口を設置するとともに、インターネット等を活用して周知徹底を図るものとする。

10. 市町（農業委員会を含む。）及び農業協同組合等との関係

(1) 機構は、市町及び農業協同組合のほか各種農業団体との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、人・農地プランについては、作成主体である市町と情報を共有するよう努めるものとする。

(2) 機構は、原則として市町及び農業協同組合に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。

(3) 機構は、原則として全ての市町に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。

(4) 機構は、市町及び農業協同組合以外の業務委託先の名称及び住所を市町及び農業協同組合に通知し、市町及び農業協同組合と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

11. 業務委託

(1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、借受・貸付の受付、貸付希望農用地の位置・権利関係の確認、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）について、機構は、市町及び農業協同組合に対し、相手の同意を得た上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(2) 機構は、前項の業務について、必要がある場合は、地域農業再生協議会、土地改良区等に対し、委託する業務を適切に行うことのできる当該組織の能力等を確認した上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(3) 賃料の收受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、入札等により、委託コストの削減に努めつつ、知事の承認を受けて、委託するものとする。

12 その他

この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月24日から施行するものとする。

この規程は、平成27年4月1日から施行するものとする。

この規程は、平成28年3月29日から施行するものとする。

この規程は、平成29年9月25日から施行するものとする。